

平成28年度 地域包括支援センター運営方針 (案)

平成28年3月
狛江市

I. 本方針の策定趣旨

本方針は、狛江市内の地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的考え、業務推進の方向性等を明確にすることにより、センター業務の円滑かつ効果的な実施に資することを目的として策定する。

II. 設置目的

狛江市（以下「市」という。）の地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域の概ね65歳以上の高齢者並びにこれらの者の家族及びその他の介護者に対し、心身の健康の維持、及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健・福祉・医療の向上及び増進を包括的に援助・支援することを目的とする。

III. 管轄地域等概要

① あいとぴあ地域包括支援センター

管轄地域	中和泉・西和泉・元和泉・東和泉		
開所日	月～土（第三土曜除く）	電話	03-5438-3565
相談時間	午前8時30分 ～午後5時30分	所在地	狛江市元和泉2-35-1 あいとぴあセンター内

② 地域包括支援センターこまえ正吉苑

管轄地域	和泉本町・東野川・西野川		
開所日	月～土	電話	03-5438-2522
相談時間	午前8時30分 ～午後5時30分	所在地	狛江市西野川2-27-23

③ 地域包括支援センターこまえ苑

管轄地域	岩戸南・岩戸北・猪方・駒井町		
開所日	月～土	電話	03-3489-2422
相談時間	午前8時30分 ～午後5時30分	所在地	狛江市岩戸南4-17-17

IV. 地域包括ケアシステムの構築に向けた市の方針

市では、狛江市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画において、「みんなで明るく楽しく暮らし続けられる元気な狛江のまちづくり」を基本理念として、基本目標のひとつに地域包括ケアシステムの実現を掲げているところであり、この基本目標の達成に向けた重点施策として、以下の取組みを掲げている。

（以下、狛江市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画からの抜粋）

- ① 地域包括支援センターの機能を、ワンストップで市民への総合的な相談支援ができるよう再構築します。
- ② 地域包括支援センターが中心となり、地域ケア会議を充実させて、地域連携の要とします。

- ③ 多職種（コミュニティソーシャルワーカー等）を配置し、地域包括支援センターの専門性を強化します。

V. 運営上の基本視点

1. 公益性の視点

- ① センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- ② センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・都・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行う。

2. 地域性の視点

- ① センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当地域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。
- ② 地域ケア会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体等の意見を幅広く吸い上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

3. 協働性の視点

- ① センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、精神保健福祉士等の専門職種が相互に情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の実施体制を構築し、業務全体をチームとして支える。
- ② 地域の保健・福祉・医療の専門職種やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動する。
- ③ 市民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、センターは互いに協働し、また市とも連携を図りながら活動することでセンターの機能が発揮又は強化されるよう努める。

VI. 運営体制

1. 職員配置

以下に掲げる職種を各1名以上常勤、専従で配置すること。

- ① 保健師（又は、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師）
- ② 社会福祉士（又は、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上若しくは介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者）
- ③ 主任介護支援専門員（又は、ケアマネジメントリーダー研修を終了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者）

なお、市の委託する包括的支援事業等の事業が十分かつ適切に実施されていることを前提として、業務間におけるチームアプローチの視点から、同一職員の指定介護予防支援事業との兼務を可とする。

2. 職員の姿勢

センター長は、各職員及びセンター全体の業務を把握し、一部の業務や、一部の職員の業務が集中することなく業務の調整が図られるよう業務管理に努めること。

また、センター職員は、中立・公正な立場であること、センターの設置目的と基本的機能を共通認識として持ち、理解した上で業務を遂行するとともに、抱えている事例や対処方法について相互に報告し合い、4職種が協働して「チーム」として検討しながら業務を遂行すること。

3. 職員の資質向上

専門性の維持向上のため、各種研修へ積極的に参加するとともに、参加促進に向けて業務分担等について配慮し、一部の職員が研修を受講した場合、センター内で研修内容を共有するために、受講報告・伝達の工夫等が行えるよう体制を整えること。

4. 地域包括ケアの推進

管轄地域の特性や実状を踏まえ、地域住民が抱える課題を把握し、保健、医療、福祉サービスのみならず、近隣住民の互助等の地域力を含めたあらゆる社会資源と連携を図り、地域包括ケア推進のため、その中核機関としての役割が果たせるよう積極的に取り組むこと。

5. 市との連携体制

以下に掲げる会議等への参加により、市との連携強化を図ること。

① 地域包括支援センター連絡会

市とセンターの間で、定例的に情報共有、意見交換等を行う会議。

② 地域包括支援センター運営協議会

有識者、介護支援事業者、NPO関係者、市民等で構成され、地域包括支援センターの公正かつ中立な運営の確保に向けて、市長の諮問事項に対し議論する会議。なお、センターはオブザーバーとしての参加とし、委員からの質問事項に対する回答等を除き、発言権を有しない。

③ 認知症初期集中支援チーム検討委員会（兼認知症施策推進会議）

センター、医師、保健所、介護支援専門員、市職員等で構成され、平成29年度から開始する認知症初期集中支援チームのあり方を検討するとともに、市の認知症施策の推進に資する取組みについて、情報共有、意見交換等を行う会議。

④ 生活支援体制整備事業協議体（地域ケア会議（地域課題検討型））

センター、社会福祉協議会、シルバー人材センター、民生・児童委員、介護事業者代表者等の高齢者支援に繋がる市域資源の関係者を構成員とし、資源に関する情報共有、意見交換等を行いネットワークを構築するとともに、地域ケア会議（個別支援型）から抽出された地域課題について解決策の検討を行う会議。

⑤ その他

このほか、市が開催する会議のうち、センターの参加が適切と市が判断する会議。

6. 目標設定及び評価

地域の実情に応じた重点課題・重点目標を設定し、目標達成に向けて事業を運営するとともに、年度毎に目標に対する事業の評価を行い、課題の抽出及び次年度に向けた課題解決方法の検討を行なうこと。

7. 書類の整備

月ごとの業務執行状況を市の指定する様式により、翌月10日までに報告することに加え、職員の変更等があった場合は、速やかに変更届出書を提出すること。

また、相談記録や関係文書等の情報を適切に管理し、保管すること。

8. 苦情対応

センターに対する苦情を受けた場合は、その内容及び対応等を記録し、必要に応じて速やかに市に報告すること。

9. 緊急時の対応について

センターの開設時間外においても、緊急時に連絡がとれるよう連絡体制や連絡網等を整備する。

10. 個人情報の保護

業務の遂行にあたり知り得た個人情報については、漏えいの防止、目的外利用の防止に向けた適切な管理体制を整備し、厳重な取り扱いを徹底すること。

11. その他

調査、回答等の一般事務の遂行に際し、市がセンターの協力が必要と判断した際には、協力すること。

Ⅶ. 実施事業

センターは、以下の事業を実施するものとする。

1. 市の委託事業

- ① 介護保険法第115条の45第1項及び第2項第1号～第3号に規定する包括的支援事業（総合相談支援業務、権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業）
- ② 介護保険法施行規則第140条の64第2号ロに規定する介護予防普及啓発事業
- ③ 介護保険法第115条の46第1項第1号及び第2号に規定する任意事業の一部（市の一般給付事業に係るアセスメントの実施、家族介護教室）
- ④ その他（市の一般給付事業に係るアセスメントの実施、認知症サポーター・見守りサポーターの養成、家族介護者の会への参加）

2. 指定介護予防支援事業

介護保険法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業

Ⅷ. 各種実施事業詳細

1. 総合相談支援業務

① 総合相談

地域に住む高齢者のさまざまな相談に対し、ワンストップで対応するとともに、地域包括ケアにおける継続支援の入口として、適切な機関・制度・サービスにつなぐこと。また、相談受付の際には、緊急レベル別にスクリーニングを行い、状況に応じて適切に対応すること。

② 実態把握

包括ネットワークを活用した地域活動への積極的な訪問・参加，高齢者宅への戸別訪問等により，地域実態に即した課題把握を行うこと。

③ 包括支援ネットワークの構築

センターの業務を行ううえで，平成28年度から実施される地域ケア会議の活用等により，行政機関，医療機関，サービス事業者，地域の団体等の関係機関を繋ぐネットワーク構築を推進すること。

2. 権利擁護業務

① 成年後見制度の利用支援

判断能力を欠く状況にある者に対し，権利侵害の予防及び対応として，成年後見制度の紹介，利用支援を行うこと。

② 関係機関のネットワークの活用

地域におけるネットワークの構築を推進し，その積極的な活用を図ることで，虐待の早期発見，防止に努めるとともに，虐待事例を把握した場合には早期に適切な対応を図ること。また，高齢者虐待対応代表者会議（虐待防止ネットワーク会議）へ参加すること。

③ 高齢者虐待への適切な対応

虐待事案が発生した際には，狛江市虐待対応マニュアルに沿って，高齢者虐待対応調整チーム会議及び高齢者虐待対応協力機関会議を開催し，関係機関との密な連携のもとで適切な対応を図ること。また，高齢者虐待に関する時間外相談及び通報への対応を図ること。

④ 高齢者虐待に関する知識・理解の普及啓発

高齢者虐待の予防に向けて，高齢者虐待に関する知識・理解の普及啓発及び高齢者虐待相談窓口の周知に努めること。また，市が普及啓発の一環として権利擁護に係る講演会等を開催する際には，その開催を支援すること。あわせて，民生・児童委員及び居宅介護支援事業所等に対し，積極的に研修を実施すること。

⑤ 消費者被害防止

関係機関との連携体制を構築し，その活用により消費者被害情報の把握を行い，被害を未然に防ぐための適切な対応を図るとともに，被害回復のための情報提供を行うこと。

3. 介護予防ケアマネジメント業務

① 二次予防事業参加者への支援

平成27年度に郵送方式で実施した基本チェックリストまたは相談業務の中で適宜実施する基本チェックリストの結果により，介護予防の必要性が高いと判断され者について，その者が二次予防事業への参加を希望し，かつ，事業の定員等を踏まえ参加可能な状況である場合については，その者への適切なアセスメントを実施すること。

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

① 連携体制の構築

地域における包括的かつ継続的なケアを実施するため、行政機関、医療機関、サービス事業者、地域の団体等の関係機関等との連携体制を主体的かつ積極的に推進すること。

② 介護支援専門員に対する支援

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、要請に応じ、具体的な支援方針を検討し、指導助言、同行訪問等の個別支援を行なうとともに、事例検討会等を開催し、全体のスキルアップを図ること。

③ 地域ケア会議の開催

後述「11の地域ケア会議の開催及び出席」を参照のこと。

④ 各種会議への参加

市等の関係機関の要請に応じ、高齢者支援に関連する各種会議へ参加すること。

5. 指定介護予防支援事業

要支援認定者が自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、介護予防サービス支援計画書（ケアプラン）の作成、モニタリング、サービス事業所との連絡・調整等のマネジメントを行うこと。

6. 介護予防普及啓発事業

市民に対し介護予防の基本的な知識を普及啓発するため、以下の事業を実施すること。なお、①については必須とし、②から③までの事業は包括的に実施すること。

① 介護予防の普及啓発に資する運動教室等の介護予防教室の開催介護予防教室を年36回を超えない範囲で積極的に開催すること。なお、内容については、特に、転倒予防・認知症予防をテーマとした教室の開催に注力すること。

② 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布

③ 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会や相談会等の開催

7. 家族介護教室

要介護被保険者を現に介護する者を対象として、適切な介護知識・技術、外部サービスの適切な利用方法を指導する教室を年2回を超えない範囲で積極的に実施すること。

8. 市の一般給付事業に係るアセスメントの実施

以下の市の一般給付事業の申請に伴うアセスメントを作成すること。

なお、指定介護予防支援を実施している高齢者に係るアセスメントについては、指定介護予防支援の一環とする。

① 狛江市高齢者自立支援住宅改修費給付事業

- ② 狛江市高齢者自立支援日常生活用具給付事業
- ③ 狛江市あんしん見守りサービス事業
- ④ 狛江市高齢者配食サービス事業
- ⑤ 狛江市高齢者火災安全システム事業
- ⑥ 狛江市徘徊高齢者探索サービス事業

9. 家族介護者の会への参加

認知症高齢者を介護する家族等が地域で孤立することなく、介護の悩みなどを共有し一息つける場として、月に1回開催される家族介護者の会に参加し、介護者との交流及び情報提供を行うこと。

10. 認知症施策の推進

- ① 認知症初期集中支援チーム検討委員会（兼認知症施策推進会議）への参加

センター、医師、保健所、介護支援専門員、市職員等で構成され、29年度に開始する認知症初期集中支援チームの制度を検討するとともに、市の認知症施策の推進に資する取組みについて、情報共有、意見交換等を行う会議へ参加すること。

- ② 認知症地域支援推進員及び認知症支援コーディネーターの関与

上記の認知症施策推進会議等の認知症関連の会議等への参加及び認知症を罹患した高齢者（疑いのある者も含む）の個別支援に際しては、認知症地域支援推進員または認知症支援コーディネーターの研修を受講した職員の介入に努めること。

- ③ 家族介護者の会への参加

認知症高齢者を介護する家族等が地域で孤立することなく、介護の悩みなどを共有し一息つける場として、月に1回開催される家族介護者の会に参加し、介護者との交流及び情報提供を行うこと。

- ④ 認知症サポーター、見守りサポーターの養成

地域における緩やかな見守り要員となる認知症サポーターまたは見守りサポーターの増を図るため、年3回を超えない範囲で養成講座を積極的に開催すること。

11. 地域ケア会議の開催及び出席

包括的・継続的ケアマネジメントの充実、関係機関のネットワーク強化、介護支援専門員のスキルアップ、地域課題解決に向けた政策への反映を目的として、市が平成28年度中に設置する地域ケア会議について、市が示すガイドラインに則り、参加又は適切な運営を図ること。

12. 機能強化型地域包括支援センターとの連携

市内センターの統括、総合調整、各センターが抱える困難ケースの後方支援、地域のネットワーク構築支援等の機能を有する機能強化型地域包括支援センターをあいとぴあ地域包括支援センターに設置することに伴い、当該センターとの協働による円滑な連携に努め、センターの安定的かつ効果的な運営を図ること。